

## 令和5年度 特定共同指導・共同指導（薬局）における主な指摘事項

※以下は、その当時の施設基準、算定要件等に基づき行った指導において指摘した事項ですのでご注意ください。

### I 調剤全般に関する事項

#### 1 処方箋の取扱い

(1) 不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている。

例：保険医の押印がない（記名のみである）。

「処方」欄中の「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されているにもかかわらず、「保険医署名」欄に押印がない。

(2) 「処方」欄の記載に不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている。

例：用量の記載がない。

用量の記載が不適切である。

用法の記載がない。

用法の記載が不適切である。

#### 2 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録等に記載していないものを含む。）。

例：医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの

医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの

過量投与が疑われるもの

倍量処方が疑われるもの

相互作用（併用禁忌又は併用注意）が疑われるもの

重複投薬が疑われるもの

薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの

投薬期間に上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて処方されているもの

漫然と長期にわたり処方されているもの

#### 3 調剤

先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。

#### 4 リフィル処方箋の取扱い

・ 3回目の調剤日をリフィル処方箋の所定の欄に記載していない。

・ リフィル処方箋による1回目の調剤を行う場合、調剤を実施した保険薬剤師の氏名をリフィル処方箋の余白又は裏面に記載していない。

#### 5 調剤済処方箋の取扱い

- ・調剤済年月日、保険薬剤師の署名、保険薬剤師の記名、保険薬剤師の押印、保険薬局の所在地、保険薬局の名称の記載が不明瞭である。

## 6 調剤録の取扱い

- ・調剤録がない。

## II 調剤技術料に関する事項

### 1 薬剤調製料

- ・内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している。
- ・外用薬につき、1調剤とすべきところ、2調剤として算定している。

### 2 自家製剤加算

- ・自家製剤加算について、調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に記載されている場合に算定している。
- ・調剤録等に製剤工程を記載していない。

### 3 計量混合調剤加算

- ・医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

## III 薬学管理料に関する事項

### 1 レセプトコンピュータの初期設定等

- ・レセプトコンピュータの初期設定が、服薬管理指導料を算定するようになっており、誤った算定となるおそれがある。

### 2 薬剤服用歴等

- ・薬剤服用歴等への記載が指導後速やかに完了していない。
- ・次の事項の記載がない。

例：患者の基礎情報

患者の体質（アレルギー歴・副作用歴）

薬学的管理に必要な患者の生活像

疾患に関する情報

併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）

等の状況

服薬状況（残薬の状況を含む。）

患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

服薬指導の要点

手帳活用の有無

### 3 重複投薬・相互作用等防止加算

- ・「残薬調整に係るものの場合」に、「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。

### 4 調剤管理加算

- ・薬剤服用歴等に薬学的分析の要点の記載がない。

### 5 服薬管理指導料

- (1) 患者に対して実施した指導等の要点について薬剤服用歴等に記載がない。

- (2) 患者の体質、併用薬等の状況、服薬状況等について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない。
- (3) 薬剤情報提供文書に
- ・次の事項の記載がない。  
例：用法・用量  
副作用
  - ・効能・効果等に関する記載について、調剤した薬剤と関係のない事項を記載している。
- (4) 残薬が確認された場合は、その理由を把握すること。
- 6 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳**
- ・患者のアレルギー歴、副作用歴、患者の主な既往歴等の記載がない。
- 7 麻薬管理指導加算**
- 電話等により麻薬の服用状況、残薬の状況、保管状況を定期的に確認していない。
- 8 特定薬剤管理指導加算 1**
- ・特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
  - ・薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。
- 9 乳幼児服薬指導加算**
- 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した体重等の確認内容が薬剤服用歴等に記載されていない。
- 10 小児特定加算**
- 小児特定加算について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項に規定する障害児である18歳未満の患者以外の調剤に対して算定している。
- 11 かかりつけ薬剤師指導料**
- (1) 患者の同意を得た回に算定している。
- (2) 患者の署名等が記載された同意書を当該保険薬局に保管していない。
- (3) 調剤後、患者の容態や希望に応じて定期的に患者の服薬状況の把握、指導等を行い、その内容を薬剤を処方した保険医に情報提供していない。
- 12 外来服薬支援料 2**
- 治療上の必要性が認められない場合に算定している。
- 13 服薬情報等提供料 2**
- 保険薬剤師が情報提供の必要性を認めた場合において、現に患者が受診している保険医療機関に対して、当該患者の服用薬及び服薬状況について文書等により情報提供を行っていない。
- 14 在宅患者訪問薬剤管理指導料**
- ・薬学的管理指導計画を策定していない。
  - ・薬学的管理指導計画を1月に1回見直していない。
  - ・薬剤服用歴等に服薬指導の要点、訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容の記載がない。

#### IV 事務的事項

##### 1 届出事項

届出事項の変更が速やかに行われていない。

##### 2 掲示事項

- ・地方厚生局長に届け出た事項に関する掲示がない。
- ・明細書の発行状況に関する事項の掲示がない。
- ・地域支援体制加算に関する掲示について、健康相談又は健康教室を行っている旨を保険薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。
- ・後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。

#### V その他

##### 1 調剤報酬明細書の記載

- ・麻薬小売業者の期限切れ免許証番号を記載している。